十五、岩谷産業株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第十五号

排除命令

大阪府大阪市東区本町四丁目一番地

岩谷産業株式会社

右代表者　代表取締役　岩谷直治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　岩谷産業株式会社は、昭和四十五年三月十日から同年五月三十一日までを期間とし、取引先である卸売業者および小売業者を対象に「みはり香港・マカオご招待セール」と称して行なった旅行招待が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、「みはり香港・マカオご招待セール」の通知を受けた同社の取引先卸売業者および小売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後その販売する商品のうち、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」別表に掲げる商品の販売

に関し、当該商品を買い受けて販売し、またはこれらの商品を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項の規定に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　岩谷産業株式会社（以下「岩谷産業」という。）は、肩書地に本店を置き、主として各種高圧ガスならびに同生産供給設備および容器、器具の販売業を営む事業者である。

二　岩谷産業は、取引先である卸売業者および小売業者を対象に、「みはり香港・マカオご招待セール」と称し、岩谷産業が販売する家庭用ガスもれ警報器「みはり」の販売について、昭和四十五年三月十日から同年五月二十日（同年五月三十一日まで延長）までの期間に、岩谷産業が招待の条件として定めた目標個数を販売した卸売業者および小売業者を香港・マカオ旅行（三泊四日、一人当り経費七万一千六百八十五円）へ招待する企画をたて、岩谷産業の外交員を通じて、全国の「みはり」を取扱う卸売業者および小売業者に当該企画に関する案内状を配布し、招待の条件をみたした者を昭和四十五年八月八日、同月二十八日、同年九月四日、同月八日、同月十一日および同月十六日の六回にわけて招待した。

岩谷産業が招待の条件として定めた目標個数は、取引の相手方により、A、BおよびCの三つのタイプに分けたものであり、そ

れぞれ、次のとおりである。

Aタイプ　岩谷産業と直接取引する小売業者を対象とし、「みはり」の販売数量三百個ごとに一名を招待する。

Bタイプ　卸売業者を対象とし、「みはり」の販売数量一千個ごとに一名を招待する。

Cタイプ　卸売業者および当該卸売業者と取引している小売業者の双方を対象とし、卸売業者については、「みはり」の販売数量千五百個ごとに一名を招待し、小売業者については「みはり」の販売数量三百個ごとに一名を招待する。

なお、卸売業者は、BタイプおよびCタイプのいずれかを選択することができる。

しかして、当該景品類の提供は、目標個数ごとに卸売業者および小売業者から一名を旅行に招待するものであり、目標個数の二倍以上を販売した三十八事業者については、二名以上を招待したものであって、これらの事業者に対して提供した景品類の最低価額は十四万三千三百七十円である。

三　しかるに、岩谷産業が、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年間十万円までであって、岩谷産業が前記三十八事業者に提供した景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、岩谷産業の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年三月二十六日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　柿沼幸一郎

委員　有橋本徳男